

筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を次のように定める。

平成28年3月2日

筑西市長 須藤 茂

### 筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で開催される行事、催事等（以下「イベント」という。）に、乳幼児を連れて保護者が安心して参加できる環境の整備を図り、もって本市における子育て支援に資するため、イベントにおいて乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして利用するための移動式赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象団体及びイベント)

第2条 この要綱により赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において市民を主たる対象としたイベントを主催する団体であること。
- (2) 乳幼児を連れて保護者が参加できるイベントであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体及びイベントでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等の統制下にある団体及びイベントでないこと。
- (5) 第3号及び第4号に掲げる団体により構成され、又は当該団体に所属する者を構成員とする団体及びイベントでないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反する団体及びイベントでないこと。

(貸出しの申請)

第3条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の属する月の3か月前の月の初日から5日前までの間に申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(様式第2号)により、適当でないとして認めたときは、移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として申請順とする。

(貸出しの期間)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出し期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出し料)

第6条 赤ちゃんの駅の貸出し料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として自ら筑西市子育て支援センター下館会場において赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却の際に赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 赤ちゃんの駅の使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用

者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に生じる損害については、市は一切の責任を負わない。

(法人への委託)

第10条 市長は、赤ちゃんの駅の貸出について、その運営の一部を地域の実情に精通し、かつ、適切な運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

2 前項の規定により市長から委託を受けた法人（以下「受託者」という。）は、別に定める様式により当該年度の各四半期（第4四半期を除く。以下この項において同じ。）ごとにおける事業報告を毎四半期終了後速やかに市長に提出しなければならない。

3 受託者は、当該年度が終了したときは、別に定める実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費を弁償させることができる。

(市の責任)

第12条 赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

移動式赤ちゃんの駅貸出申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 所 在 名 称 代表者名 印	
<p>移動式赤ちゃんの駅を使用したいので、筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>なお、使用にあたっては、筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守することを誓約します。</p>	
イベントの名称	
イベントの内容	
開催期間	
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日～ 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：
備 考	

(注) イベント内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。

移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

（申請者）

名 称

代表者名 様

筑西市長

印

年 月 日付けで申請のあった貸出については、承認することと決定したので、筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第4条第1項の規定により、次のとおり通知します。

イベント名	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
貸出条件	
備 考	

移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

（申請者）

名 称

代表者名 様

筑西市長

印

年 月 日付けで申請のあった貸出については、不承認することと決定したので、筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第4条第1項の規定により、次のとおり通知します。

イベント名	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
不承認の理由	
備 考	

移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

(使用者)

名 称

代表者名 様

筑西市長 印

年 月 日付け 第 号で決定のあった貸出については、筑西市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第9条の規定により、次のとおり貸出承認を取り消します。

イベント名	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
承認取消の理由	
備 考	